

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案

新旧対照条文 目次

○	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）（抄）（第一条関係）	1
○	独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）（抄）（第二条関係）	14
○	独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第六十九号）（抄）（第三条関係）	18
○	独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）（抄）（第四条関係）	19
○	年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第五五号）（抄）（第五条関係）	24
○	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）（附則第二十一条関係）	26
○	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）（附則第二十一条関係）	27
○	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）（附則第二十二条関係）	28
○	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（抄）（附則第二十三条関係）	29
○	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百五十三号）（抄）（附則第二十四条関係）	30
○	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第二十五条関係）	32
○	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）（附則第二十七条関係）	34
○	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（附則第二十八条関係）	35
○	確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）（附則第二十九条関係）	37
○	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（抄）（附則第三十条関係）	38
○	独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十五号）（抄）（附則第三十一条関係）	39
○	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則第三十二条関係）	40
○	雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）（抄）（附則第三十三条関係）	41
○	研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）（附則第三十四条関係）	42
○	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第三十五条関係）	43
○	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）（抄）（附則第三十六条関係）	44

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 退職金共済契約</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 他の退職金共済制度に係る退職金相当額の受入れ等（第三十 条～第三十一条の二）</p> <p>第六節（略）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>第六章 独立行政法人勤労者退職金共済機構</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 資産運用委員会（第六十九条の二～第六十九条の四）</p> <p>第五節 業務等（第七十条～第七十八条）</p> <p>第六節 雑則（第七十八条の二～第八十二条）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第十七条 第八条第二項第二号の規定により退職金共済契約が解除された 際に、当該解除された退職金共済契約の共済契約者が、当該解除された 退職金共済契約の被共済者に係る確定給付企業年金法（平成十三年法律 第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金、<u>確定拠出年金法</u> （平成十三年法律第八十八号）<u>第二条第二項に規定する企業型年金</u>その 他の政令で定める制度であつて、<u>厚生労働省令で定める要件を備えてい</u> <u>るもの（以下この条において「特定企業年金制度等」という。）の実施</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 退職金共済契約</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 他の退職金共済制度に係る退職金相当額の受入れ等（第二十 条・第三十一条）</p> <p>第六節（略）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>第六章 独立行政法人勤労者退職金共済機構</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 業務等（第七十条～第七十八条）</p> <p>第五節 雑則（第七十八条の二～第八十二条）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第十七条 第八条第二項第二号の規定により退職金共済契約が解除された 際に、当該解除された退職金共済契約の共済契約者が、当該解除された 退職金共済契約の被共済者について確定給付企業年金法（平成十三年法 律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金その他の政令で 定める制度であつて、<u>厚生労働省令で定める要件を備えているもの（以</u> <u>下この条において「特定企業年金制度等」という。）を実施する旨の申</u> <u>出をした場合には、前条第一項の規定にかかわらず、機構は、当該被共</u></p>

の通知をした場合には、前条第一項の規定にかかわらず、機構は、当該被共済者に解約手当金を支給しない。この場合において、当該共済契約者が、当該解除後厚生労働省令で定める期間内に、当該被共済者の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知に係る特定企業年金制度等への解約手当金に相当する額の引渡しに関する申出をしたときは、機構は、当該申出に基づき、当該被共済者に係る解約手当金に相当する額の範囲内の金額で厚生労働省令で定める金額を、確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等、確定拠出企業年金法第二条第七項第一号に規定する資産管理機関その他の当該特定企業年金制度等を実施する団体として厚生労働省令で定めるものに引き渡すものとする。

2 (略)

3 機構は、第一項の場合において、同項前段の規定による通知に係る被共済者について次に掲げる事由が生じたときは、同項の規定にかかわらず、当該被共済者に解約手当金を支給する。

一～三 (略)

(退職金等の支給に係る情報の提供)

第十七条の二 機構は、退職金等の請求が円滑に行われるようにするため、退職金等の支給を受けるべき者に対し、退職金等の支給に係る情報の提供に努めなければならない。

(掛金納付月数の通算)

第十八条 被共済者が退職した後三年以内に、退職金を請求しないで再び中小企業者に雇用されて被共済者(当該請求をしたとした場合にその者に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第三十一条第一項の規定により同項に規定する団体に引き渡された被共済者を除く。)となり、かつ、その者の申出があつた場合において、退職前に締

済者に解約手当金を支給しない。この場合において、当該共済契約者が、当該解除後厚生労働省令で定める期間内に、当該被共済者の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定企業年金制度等を実施した旨の申出をしたときは、機構は、当該申出に基づき、当該被共済者に係る解約手当金に相当する額の範囲内の金額で厚生労働省令で定める金額を、同法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等その他の当該特定企業年金制度等を実施する団体として厚生労働省令で定めるものに引き渡すものとする。

2 (略)

3 機構は、第一項の場合において、同項前段の規定による申出に係る被共済者について次に掲げる事由が生じたときは、同項の規定にかかわらず、当該被共済者に解約手当金を支給する。

一～三 (略)

(新設)

(掛金納付月数の通算)

第十八条 被共済者が退職した後二年以内に、退職金を請求しないで再び中小企業者に雇用されて被共済者(当該請求をしたとした場合にその者に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第三十一条第一項の規定により同項に規定する団体に引き渡された被共済者を除く。)となり、かつ、その者の申出があつた場合において、退職前に締

結されていた退職金共済契約に係る掛金納付月数が十二月以上であるとき、又は当該掛金納付月数が十二月未満であり、かつ、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由若しくはその都合（厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。）によるものでないと厚生労働大臣が認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、前後の退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することができる。この場合において、退職金等の額の算定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（過去勤務期間の通算の申出等）

第二十七条 退職金共済契約の申込みを行おうとする者（その者の雇用する従業員について現に退職金共済契約を締結しているものを除く。）は、その申込みを行う際に、被共済者となるべき従業員（第三十一条の二第一項の規定による申出に係る退職金共済契約の被共済者を除く。）の過去勤務期間（当該申込みを行おうとする者に雇い入れられた日から退職金共済契約の効力が生ずる日の前日までの継続して雇用された期間から第三条第三項各号に掲げる者であった期間のうち厚生労働省令で定める期間を除いた期間（その期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をいう。以下同じ。）の月数（その月数が百二十月を超えるときは、百二十月）を当該退職金共済契約に係る掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出をすることができる。

2 前項の規定による申出は、退職金共済契約の申込みが行われることにより同時に退職金共済契約の被共済者となるべき全ての者（第三十一条の二第一項の規定による申出に係る退職金共済契約の被共済者を除く。）についてしなければならない。

3 第一項の規定による申出は、第二十九条第一項第一号の規定による退職金の額の算定の基礎となる過去勤務期間に係る掛金月額（以下「過去勤務通算月額」という。）を定めて、しなければならない。

結されていた退職金共済契約に係る掛金納付月数が十二月以上であるとき、又は当該掛金納付月数が十二月未満であり、かつ、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由若しくはその都合（厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。）によるものでないと厚生労働大臣が認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、前後の退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することができる。この場合において、退職金等の額の算定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（過去勤務期間の通算の申出等）

第二十七条 退職金共済契約の申込みを行おうとする者（その者の雇用する従業員について現に退職金共済契約を締結しているものを除く。）は、その申込みを行う際に、被共済者となるべき従業員の過去勤務期間（当該申込みを行おうとする者に雇い入れられた日から退職金共済契約の効力が生ずる日の前日までの継続して雇用された期間から第三条第三項各号に掲げる者であった期間のうち厚生労働省令で定める期間を除いた期間（その期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をいう。以下同じ。）の月数（その月数が百二十月を超えるときは、百二十月）を当該退職金共済契約に係る掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出をすることができる。

2 前項の申出は、退職金共済契約の申込みが行われることにより同時に退職金共済契約の被共済者となるべきすべての者についてしなければならない。

3 第一項の申出は、第二十九条第一項第一号の規定による退職金の額の算定の基礎となる過去勤務期間に係る掛金月額（以下「過去勤務通算月額」という。）を定めて、なければならない。

4・5 (略)

(過去勤務掛金の納付)

第二十八条 前条第一項の規定による申出をした共済契約者は、当該申出に係る被共済者について、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から五年（過去勤務期間が五年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数）を経過する月（その月前に被共済者が退職したとき、又は退職金共済契約が解除されたときは、退職の日又は退職金共済契約の解除の日の属する月）までの掛金が納付されている各月につき、過去勤務通算月額に過去勤務期間の年数に応じ政令で定める率に次条第一項第一号の規定による退職金の額のうち第十条第二項第三号ロに定める額の支払に要する費用を考慮して厚生労働大臣の定める率を加えて得た率を乗じて得た額の毎月分の過去勤務掛金を翌末日（退職金共済契約が効力を生じた日の属する月分の過去勤務掛金にあつては、翌々月末日）までに納付しなければならない。

2 前条第一項の規定による申出をした共済契約者は、厚生労働省令で定める一定の月分以上について過去勤務掛金の納付を怠つた場合（厚生労働省令で定める正当な理由がある場合を除く。）には、その時以後は、過去勤務掛金を納付することができない。

3 第七条第三項の規定により前条第一項の規定に係る共済契約者に交付される退職金共済手帳は、過去勤務掛金の納付状況をも明らかにすることができるものでなければならない。

4 (略)

(退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等)

第三十一条の二 事業主（退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「廃止団体」という。）との間で退職金共済に関する契約（事業主が団体に掛金を納付することを約

4・5 (略)

(過去勤務掛金の納付)

第二十八条 前条第一項の申出をした共済契約者は、当該申出に係る被共済者について、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から五年（過去勤務期間が五年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数）を経過する月（その月前に被共済者が退職したとき、又は退職金共済契約が解除されたときは、退職の日又は退職金共済契約の解除の日の属する月）までの掛金が納付されている各月につき、過去勤務通算月額に過去勤務期間の年数に応じ政令で定める率に次条第一項第一号の規定による退職金の額のうち第十条第二項第三号ロに定める額の支払に要する費用を考慮して厚生労働大臣の定める率を加えて得た率を乗じて得た額の毎月分の過去勤務掛金を翌末日（退職金共済契約が効力を生じた日の属する月分の過去勤務掛金にあつては、翌々月末日）までに納付しなければならない。

2 前条第一項の申出をした共済契約者は、厚生労働省令で定める一定の月分以上について過去勤務掛金の納付を怠つた場合（厚生労働省令で定める正当な理由がある場合を除く。）には、その時以後は、過去勤務掛金を納付することができない。

3 第七条第三項の規定により前条第一項の申出に係る共済契約者に交付される退職金共済手帳は、過去勤務掛金の納付状況をも明らかにすることができるものでなければならない。

4 (略)

(新設)

し、当該団体がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下この条において同じ。）を締結していたものに限る。）が、その雇用する従業員を被共済者として退職金共済契約を締結した場合において、当該廃止団体が、機構との間で、当該退職金共済契約の被共済者となつた者について当該退職金共済に関する契約に基づき当該廃止団体に納付された掛金の総額及び掛金に相当するものとして政令で定める金額並びにこれらの運用による利益の額の範囲内の金額を機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結しており、当該事業主が厚生労働省令で定めるところにより申出をしたときは、機構は、当該廃止団体との契約で定めるところによつて、当該退職金共済契約の被共済者となつた者に係る当該金額を受け入れるものとする。

2 機構が、前項の受入れをした場合において、当該受け入れた金額（以下この条において「受入金額」という。）のうち、同項の退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつた者が当該退職金共済に関する契約の被共済者であつた期間の月数を超えることができない。

3 受入金額から前項の政令で定める額を控除した残余の額を有する退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規定による通算後の掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 十一月以下 当該受入れのあつた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利

- による計算をして得た元利合計額（当該受入れのあつた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該残余の額。次号において「計算後残余額」という。）
- 二 十二月以上 第十条第二項の規定により算定した額に計算後残余額を加算した額
- 4 前項の残余の額を有する退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。
- 5 第一項の規定による申出に従い受入金額を機構が受け入れたときは、機構は、その旨を当該事業主に通知するものとし、当該事業主は、その旨を当該受入金額に係る被共済者となつた者に通知しなければならない。
- 6 第一項及び前項の規定は、廃止団体との間で退職金共済に関する契約を締結していた事業主が、当該退職金共済に関する契約に係る従業員を被共済者とする退職金共済契約を当該廃止団体が退職金共済事業を廃止する前から引き続き締結している場合について準用する。この場合において、第一項及び前項中「被共済者となつた」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 7 前項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による申出に従い受入金額を機構が受け入れた退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、第一項の受入れがなかつたものとみなして同条第一項ただし書及び第二項の規定により算定した退職金の額に、当該受入れのあつた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該受入金額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該受入れのあつた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該受入金額）を加算した額とする。

8 第六項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による申出に従い受入金額を機構が受け入れた退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

9 第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第二項の規定の適用を受ける被共済者が、第一項（第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合における退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第二項並びに第三項及び第七項の規定にかかわらず、第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第二項の規定により算定される退職金の額に政令で定める額を加算した額とするほか、退職金等の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

（退職金）

第四十三条 機構は、被共済者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る特定業種掛金納付月数（当該被共済者に係る特定業種退職金共済契約に基づき掛金の納付があつた全ての日数（その者が既に退職金の支給を受けたことがある者である場合においては、その退職金の額の算定の基礎となつた日数を除く。）を当該特定業種に従事する者の就労状況を考慮して政令で定める方法により月数に換算したものをいう。以下同じ。）に応じて、退職金を支給する。ただし、特定業種掛金納付月数が二十四月（被共済者が第一号若しくは第二号イに該当するとき、又は特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約の被共済者であるときは、十二月）に満たないときは、この限りでない。

一 三 (略)

2 5 (略)

（退職金）

第四十三条 機構は、被共済者が次の各号の一に該当するときは、その者に係る特定業種掛金納付月数（当該被共済者に係る特定業種退職金共済契約に基づき掛金の納付があつたすべての日数（その者が既に退職金の支給を受けたことがある者である場合においては、その退職金の額の算定の基礎となつた日数を除く。）を当該特定業種に従事する者の就労状況を考慮して政令で定める方法により月数に換算したものをいう。以下同じ。）に応じて、退職金を支給する。ただし、特定業種掛金納付月数が二十四月（被共済者が第一号又は第二号イに該当するときは、十二月）に満たないときは、この限りでない。

一 三 (略)

2 5 (略)

(被共済者が特定業種間を移動した場合の取扱い)

第四十六条 機構は、第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた時において第四十三条第一項第二号ハに該当したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金に相当する額(納付された掛金の総額がこれを超える場合(第五十一条において準用する第十条第五項の規定により退職金が減額して支給されるべきときを除く。))又は第四十三条第一項ただし書の規定に該当する場合は、納付された掛金の総額)を、厚生労働省令で定めるところにより、第七十四条第一項の規定により設けられている甲特定業種に係る勘定から、同項の規定により設けられている乙特定業種に係る勘定に繰り入れなければならない。

一 甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が退職した後三年以内に、退職金を請求しないで乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となり、かつ、その者から甲特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数を乙特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出があつた場合において、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由又はその都合(厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。)によるものでないと厚生労働大臣が認めるとき。

二 (略)

2 前項の繰入れがあつたときは、その者について、同項の乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付があつたものとみなす。この場合において、甲特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数に乙特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数を加えた月数が二十四月(その者が第四十三条第一項第一号若しくは第二号イに該当する

(被共済者が特定業種間を移動した場合の取扱い)

第四十六条 機構は、第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた時において第四十三条第一項第二号ハに該当したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金に相当する額(納付された掛金の総額がこれを超える場合(第五十一条において準用する第十条第五項の規定により退職金が減額して支給されるべきときを除く。))又は第四十三条第一項ただし書の規定に該当する場合は、納付された掛金の総額)のうち政令で定める金額を、厚生労働省令で定めるところにより、第七十四条第一項の規定により設けられている甲特定業種に係る勘定から、同項の規定により設けられている乙特定業種に係る勘定に繰り入れなければならない。

一 甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が退職した後二年以内に、退職金を請求しないで乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となり、かつ、その者から甲特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数を乙特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出があつた場合において、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由又はその都合(厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。)によるものでないと厚生労働大臣が認めるとき。

二 (略)

2 前項の繰入れがあつたときは、その者について、同項の乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付があつたものとみなす。この場合において、甲特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数に乙特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数を加えた月数が二十四月(その者が第四十三条第一項第一号又は第二号イに該当するとき

とき、又は特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約の被共済者であるときは、十二月）以上となる者及び当該繰り入れた金額から当該加えた月数に係る金額として政令で定める金額を控除した残余の額を有する者に関して前項の繰入れがあつた後に行われる退職金の支給については、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。

3 (略)

(準用)

第五十一条 第五条、第七条第一項、第八条第四項、第十条第五項、第十条、第十四条、第十五条、第十七条の二、第十九条から第二十一条まで、第三十三条、第三十四条、第三十五条第三項、第三十六条及び第三十八条の規定は、特定業種退職金共済契約について準用する。この場合において、第十四条第一項中「第十条第一項」とあるのは、「第四十三条第四項」と読み替えるものとする。

(被共済者が移動した場合の取扱い)

第五十五条 機構は、第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては退職金共済契約の被共済者でなくなつた時において退職したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金に相当する額（納付された掛金及び過去勤務掛金の総額がこれを超える場合（第十条第五項の規定により退職金の額が減額して支給されるべきときを除く。）又は同条第一項ただし書の規定に該当する場合は、納付された掛金及び過去勤務掛金の総額）を、厚生労働省令で定めるところにより、第七十四条第一項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から、同項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに繰り入れなければならない。

は、十二月）以上となる者に関して前項の繰入れがあつた後に行われる退職金の支給については、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。

3 (略)

(準用)

第五十一条 第五条、第七条第一項、第八条第四項、第十条第五項、第十条、第十四条、第十五条、第十九条から第二十一条まで、第三十三条、第三十四条、第三十五条第三項、第三十六条及び第三十八条の規定は、特定業種退職金共済契約について準用する。この場合において、第十四条第一項中「第十条第一項」とあるのは、「第四十三条第四項」と読み替えるものとする。

(被共済者が移動した場合の取扱い)

第五十五条 機構は、第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては退職金共済契約の被共済者でなくなつた時において退職したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金に相当する額（納付された掛金及び過去勤務掛金の総額がこれを超える場合（第十条第五項の規定により退職金の額が減額して支給されるべきときを除く。）又は同条第一項ただし書の規定に該当する場合は、納付された掛金及び過去勤務掛金の総額）のうち政令で定める金額を、厚生労働省令で定めるところにより、第七十四条第一項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から、同項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに繰り入れなければならない。

一 退職金共済契約の被共済者が退職した後三年以内に、退職金を請求しないで特定業種退職金共済契約の被共済者（当該請求をしたとした場合にその者に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第三十一条第一項の規定により同項に規定する団体に引き渡された被共済者を除く。）となり、かつ、その者から掛金納付月数をその者に係る特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出があつた場合において、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由又はその都合（厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。）によるものでないと厚生労働大臣が認めたとき。

二（略）

2 前項の繰入れがあつたときは、その者について、その者に係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付があつたものとみなす。この場合において、掛金納付月数に特定業種掛金納付月数を加えた月数が二十四月（その者が第四十三条第一項第一号若しくは第二号イに該当するとき、又は特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約の被共済者であるときは、十二月）以上となる者及び当該繰り入れた金額から当該加えた月数に係る金額として政令で定める金額を控除した残余の額を有する者に関して前項の繰入れがあつた後に行われる特定業種退職金共済契約に係る退職金の支給については、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。

3・4（略）

第四節 資産運用委員会

（資産運用委員会の設置及び権限）

第六十九条の二 機構に、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務の適正な運営を図るため、資産運用委員会を置く。

ならない。

一 退職金共済契約の被共済者が退職した後二年以内に、退職金を請求しないで特定業種退職金共済契約の被共済者（当該請求をしたとした場合にその者に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第三十一条第一項の規定により同項に規定する団体に引き渡された被共済者を除く。）となり、かつ、その者から掛金納付月数をその者に係る特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出があつた場合において、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由又はその都合（厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。）によるものでないと厚生労働大臣が認めたとき。

二（略）

2 前項の繰入れがあつたときは、その者について、その者に係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付があつたものとみなす。この場合において、掛金納付月数に特定業種掛金納付月数を加えた月数が二十四月（その者が第四十三条第一項第一号又は第二号イに該当するとき、十二月）以上となる者に関して前項の繰入れがあつた後に行われる特定業種退職金共済契約に係る退職金の支給については、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。

3・4（略）

（新設）

（新設）

2 第七十八條第一項に規定する基本方針の作成又は変更は、資産運用委員会の議を経なければならない。

3 資産運用委員会は、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況を監視する。

4 資産運用委員会は、前二項に規定するもののほか、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(資産運用委員会の組織)

第六十九條の三 資産運用委員会は、資産運用委員五人以内をもつて組織する。

(資産運用委員)

第六十九條の四 資産運用委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 資産運用委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるものを除く。）のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、資産運用委員となることができない。

- 一 銀行業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業をいう。）、信託業（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。）、金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。第七十五条の二第五項及び第六項において同じ。）、保険業（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業をいう。）その他の金融業（これらに類似し、

(新設)

(新設)

又は密接に関連する事業を含む。)を行う者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

4 第六十二条、第六十五条及び第六十六条並びに通則法第二十一条第四項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定は、資産運用委員について準用する。この場合において、同条第一項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「厚生労働大臣は、」と、「前条」とあるのは「中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第六十九条の四第三項」と、同条第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。

第五節 業務等

(借入金及び財形住宅債券)

第七十五条の二 (略)

2 3 4 (略)

5 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める金融機関に、財形住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者に委託することができる。

6 7 (略)

(余裕金の運用の特例)

第四節 業務等

(借入金及び財形住宅債券)

第七十五条の二 (略)

2 3 4 (略)

5 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める金融機関に、財形住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。)を行う者に委託することができる。

6 7 (略)

(余裕金の運用の特例)

第七十七条 機構は、退職金共済業務に係る業務上の余剰金を運用するに当たっては、次に掲げる方法以外の方法によつてはならない。

一〇六 (略)

2〇4 (略)

5 | 機構は、厚生労働省令で定めるところにより、一般の中小企業退職金共済業務及び特定業種退職金共済業務に係る業務上の余剰金を合同して運用することができる。

第六節 雑則

第八十八条 第六十五条(第六十九条の四第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十七条 機構は、退職金共済業務に係る業務上の余剰金を運用するに当たっては、次に掲げる方法以外の方法によつてはならない。

一〇六 (略)

2〇4 (略)

(新設)

第五節 雑則

第八十八条 第六十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（資本金） 第五条（略）</p> <p>2 機構は、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第百七十一号）附則第二条第七項の規定により政府から出資があったものときとされた金額により資本金を増加するものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（権限の委任） 第二十六条 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、通則法第六十条第一項及び前条第一項の規定による立入検査（第十二条第一項第一号から第二号まで、第五号及び第六号に掲げる業務に係るものに限る。）の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、通則法第六十四条第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について厚生労働大臣に報告するものとする。</p> <p>3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。</p> <p>4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。</p> <p>第二十七条～第三十条（略）</p>	<p>（資本金） 第五条（略）</p> <p>2 機構は、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）附則第二条第七項の規定により政府から出資があったものときとされた金額により資本金を増加するものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第二十六条～第二十九条（略）</p>

(削る)

附則

(業務の特例)

第五条の二 (略)

255 (略)

6 機構は、承継債権管理回収勘定において、政令で定めるところにより、第一項に規定する債権の元本であつて回収されたものの金額を定期的に年金特別会計に納付しなければならない。

7 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十条第一項の規定による整理を行った場合は、政令で定めるところにより、同項の規定による積立金に相当する金額を年金特別会計に納付しなければならない。

8 機構は、第六項の規定により納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。

第三十条 削除

附則

(業務の特例)

第五条の二 (略)

255 (略)

6 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、政令で定めるところにより、当該各号に定める金額を年金特別会計に納付しなければならない。

一 通則法第四十四条第一項の規定による積立金がある場合 第一項に規定する債権の元本であつて当該事業年度において回収されたものの金額に当該積立金に相当する金額を加えた金額

二 通則法第四十四条第二項の規定による繰越欠損金がある場合 (同条第一項の規定による積立金及び同条第二項の規定による繰越欠損金のいずれもない場合を含む。) 第一項に規定する債権の元本であつて当該事業年度において回収されたものの金額

7 機構は、前項の規定により納付金を納付したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額により、それぞれ資本金を減少するものとする。

一 前項第一号に掲げる場合 納付金の納付額から同号の積立金の額に相当する金額を差し引いた金額

二 前項第二号に掲げる場合 納付金の納付額に同号の繰越欠損金の額に相当する金額を加えた金額 (繰越欠損金がない場合にあつては、納付金の納付額)

(新設)

9| 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十
 四条第二項の規定による整理を行った後、同項の規定による繰越欠損金
 がある場合において、通則法第三十八条第一項の規定により機構の財務
 諸表について厚生労働大臣の承認を受けたときは、当該繰越欠損金の額
 に相当する金額により資本金を減少するものとする。
 10| 第六項から前項までに定めるもののほか、納付金の納付の手續その他
 積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。
 11・12| (略)
 13| 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び
 承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げ
 るこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に
 掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	第十四条第三 第一項	(略)
(略)	(略)	(略)	第一項 (附則第五 条の二第十三項の 規定により読み替 えて適用する場 合を含む。)	(略)
第二十五条第 一七条第一号	(略)	(略)	第十四条第一項 (附則第五 条の二第十三項 の規定により読み 替えて適用する 場合を含む。)	(略)
第二十九条	(略)	(略)	(略)	(略)
第三十二条	第二十五条第一	第二十五条第一項 (附則第五 条の二第	(略)	(略)

(新設)

8| 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分
 に関し必要な事項は、政令で定める。
 9・10| (略)
 11| 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び
 承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げ
 るこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に
 掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	第十四条第三 第一項	(略)
(略)	(略)	(略)	第一項 (附則第五 条の二第十一項の 規定により読み替 えて適用する場 合を含む。)	(略)
第二十五条第 一六条第一号	(略)	(略)	第十四条第一項 (附則第五 条の二第十一項 の規定により読み 替えて適用する 場合を含む。)	(略)
第二十八条	(略)	(略)	(略)	(略)
第三十二条	第二十五条第一	第二十五条第一項 (附則第五 条の二第	(略)	(略)

<p>項</p> <p>十三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>14] (略)</p> <p>15] 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百十一条第三項の規定によるほか第六項又は第七項の規定による納付金は年金特別会計の厚生年金勘定の歳入とし、同条第六項第一号へ中「独立行政法人福祉医療機構法第十六条第二項」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項」と、同法第百十四条第九項中「第十六条第二項」とあるのは「附則第五条の二第三項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項」とする。</p> <p>16] 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律第百十一条第六項の規定によるほか、第六項又は第七項の規定による納付金は、年金特別会計の業務勘定の歳入とする。</p> <p>17] 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律第百十一条第二項の規定によるほか、第六項又は第七項の規定による納付金は、年金特別会計の国民年金勘定の歳入とする。</p> <p>18] (略)</p>
<p>項</p> <p>十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>12] (略)</p> <p>13] 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百十一条第三項の規定によるほか第六項の規定による納付金は年金特別会計の厚生年金勘定の歳入とし、同条第六項第一号へ中「独立行政法人福祉医療機構法第十六条第二項」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項」と、同法第百十四条第九項中「第十六条第二項」とあるのは「附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項」とする。</p> <p>14] 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律第百十一条第六項の規定によるほか、第六項の規定による納付金は、年金特別会計の業務勘定の歳入とする。</p> <p>15] 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律第百十一条第二項の規定によるほか、第六項の規定による納付金は、年金特別会計の国民年金勘定の歳入とする。</p> <p>16] (略)</p>

○ 独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第百六十九号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（役員） 第六条（略） 2 機構に、役員として、理事二人以内を置くことができる。</p>	<p>（役員） 第六条（略） 2 機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。</p>

○ 独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">独立行政法人労働者健康安全機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人労働者健康安全機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人労働者健康安全機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）は、療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人労働者健康福祉機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人労働者健康福祉機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人労働者健康福祉機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>

の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第二条第七項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物(第五項において「土地等」という。)を出資の目的として、機構に追加して出資することができる。

4 機構は、前二項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

5 政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(役員)

第六条 (略)

2 機構に、役員として、理事五人以内を置くことができる。

(役員の欠格条項の特例)

第九条 (略)

2 機構の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人労働者健康安全機構法第九条第一項」とする。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第二条第七項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

(新設)

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(新設)

(新設)

(役員)

第六条 (略)

2 機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

(役員の欠格条項の特例)

第九条 (略)

2 機構の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人労働者健康福祉機構法第九条第一項」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(業務の範囲)

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 (略)

二 (略)

三 事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと(次号に掲げるものを除く。)

四 化学物質で労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性の調査を行うこと。

五 前二号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

六 (略)

(削る)

七 (略)

八 (略)

2 | 機構は、前項に規定する業務のほか、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第九十六条の二第一項の規定による調査及び同条第二

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(業務の範囲)

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 (略)

二 (略)

(新設)

二 健康診断施設(労働者災害補償保険法第二十九条第一項第三号に規定する健康診断に関する施設をいう。)の設置及び運営を行うこと。

三 (略)

四 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十三条の二に規定する事業場について、同法第十三条第二項に規定する要件を備えた医師を選任し、当該医師に同条第一項に規定する労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者に対する助成金の支給を行うこと。

五 労働安全衛生法第六十六条の二の規定による健康診断を受ける労働者に対する助成金の支給を行うこと。

六 (略)

七 リハビリテーション施設(労働者災害補償保険法第二十九条第一項第一号に規定するリハビリテーションに関する施設をいう。)の設置及び運営を行うこと。

八 (略)

九 (略)

(新設)

項の規定による立入検査を行う。

3| 機構は、前二項に規定する業務のほか、これらの項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、行政官庁の委託を受けて、労働者災害補償保険法第七条第一項の保険給付に関する決定に必要な検診を行うことができる。

(区分経理)

第十二条の二 機構は、前条に規定する業務のうち労働者災害補償保険法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業として行われるものに係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(積立金の処分)

第十三条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条第一項及び第二項に規定する業務の財源に充てることができる。

2・3 (略)

(長期借入金及び独立行政法人労働者健康安全機構債券)

第十四条 機構は、第十二条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設又は設備の設置又は整備に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人労働者健康安全機構債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2| 機構は、前項に規定する業務のほか、同項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、行政官庁の委託を受けて、労働者災害補償保険法第七条第一項の保険給付に関する決定に必要な検診を行うことができる。

(新設)

(積立金の処分)

第十三条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2・3 (略)

(長期借入金及び独立行政法人労働者健康福祉機構債券)

第十四条 機構は、第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる業務の用に供する施設又は設備の設置又は整備に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人労働者健康福祉機構債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

257 (略)

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第十六条 厚生労働大臣は、重大な労働災害（労働安全衛生法第二条第一号に規定する労働災害をいう。次項において同じ。）が発生し、又はまさに発生しようとしている事態に対処するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 | 厚生労働大臣は、労働災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、労働災害の予防のための調査及び研究を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第二項に規定する業務のうち必要な調査及び研究の実施を求めることができる。

3 | 機構は、厚生労働大臣から前二項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第二十二條 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(業務の特例)

第三條 (略)

255 (略)

6 | 機構は、前各項に規定する業務に係る経理については、第十二条の二に規定する社会復帰促進等事業として行われるものに係る経理として整理しなければならない。

257 (略)

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第十六条 厚生労働大臣は、重大な労働災害（労働安全衛生法第二条第一号に規定する労働災害をいう。）が発生し、又はまさに発生しようとしている事態に対処するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

(新設)

2 | 機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第二十二條 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(業務の特例)

第三條 (略)

255 (略)

(新設)

改正案	現行
<p>（事務所） 第四条 管理運用法人は、主たる事務所を<u>東京都</u>に置く。</p> <p>（役員） 第六条 管理運用法人に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。</p> <p>2 管理運用法人に、役員として、第十八条第一号に掲げる業務（以下「管理運用業務」という。）を担当する理事一人を置く。</p> <p>3 管理運用法人に、前項に規定する理事のほか、役員として、理事一人を置くことができる。</p> <p>（理事の職務及び権限等） 第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して管理運用法人の業務を掌理する。</p> <p>2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。</p> <p>（削る）</p> <p>（役員等の注意義務） 第十一条（略）</p> <p>2 理事長及び理事は、<u>管理運用業務</u>に関する職務の執行に際しては、委</p>	<p>（事務所） 第四条 管理運用法人は、主たる事務所を<u>神奈川県</u>に置く。</p> <p>（役員） 第六条 管理運用法人に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。</p> <p>（新設） 2 管理運用法人に、役員として、理事一人を置くことができる。</p> <p>（理事の職務及び権限等） 第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して管理運用法人の業務を掌理する。</p> <p>2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。</p> <p>3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。</p> <p>（役員等の注意義務） 第十一条（略）</p> <p>2 理事長及び理事は、<u>第十八条第一号に掲げる業務</u>（以下「管理運用業</p>

任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であつてその職務に關して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意(第二十二條において「慎重な専門家の注意」という。)を払わなければならない。

3 (略)

附則

第七條 削除

務」という。)に關する職務の執行に際しては、委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であつてその職務に關して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意(第二十二條において「慎重な専門家の注意」という。)を払わなければならない。

3 (略)

附則

(事務所に關する経過措置)

第七條 管理運用法人は、政令で定める日までの間、第四條の規定にかかわらず、主たる事務所を東京都に置く。

○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一（第二条関係）

名称	名称
(略)	(略)
独立行政法人国立文化財機構	独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第七十八号）
(削除)	(削除)
独立行政法人種苗管理センター	独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第八十四号）
(略)	(略)

別表第一（第二条関係）

名称	名称
(略)	(略)
独立行政法人国立文化財機構	独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第七十八号）
独立行政法人労働安全衛生総合研究所	独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第八十一号）
独立行政法人種苗管理センター	独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第八十四号）
(略)	(略)

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第二百二十四条の三関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
(略)	(略)	(略)	(略)
独立行政法人国立文化財機構	独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第七十八号）	独立行政法人国立文化財機構	独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第七十八号）
(削除)	(削除)	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第八十一号）
独立行政法人種苗管理センター	独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第八十四号）	独立行政法人種苗管理センター	独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第八十四号）
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第二（第二百二十四条の三関係）			

○ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）（附則第二十二條關係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十九条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 政府は、第一項の社会復帰促進等事業のうち、<u>独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に掲げるものを独立行政法人労働者健康安全機構に行わせるものとする。</u></p>	<p>第二十九条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 政府は、第一項の社会復帰促進等事業のうち、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に掲げるものを独立行政法人労働者健康福祉機構に行わせるものとする。</u></p>

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（抄）（附則第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（広域障害者職業センター） 第二十一条 広域障害者職業センターは、広範囲の地域にわたり、系統的に職業リハビリテーションの措置を受けることを必要とする障害者に関して、障害者職業能力開発校又は独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第一号に掲げる療養施設（その他の厚生労働省令で定める施設との密接な連携の下に、次に掲げる業務を行う）。</p> <p>一〇三三（略）</p>	<p>（広域障害者職業センター） 第二十一条 広域障害者職業センターは、広範囲の地域にわたり、系統的に職業リハビリテーションの措置を受けることを必要とする障害者に関して、障害者職業能力開発校又は独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第一号に掲げる療養施設（若しくは同項第七号に掲げるリハビリテーション施設その他の厚生労働省令で定める施設との密接な連携の下に、次に掲げる業務を行う）。</p> <p>一〇三三（略）</p>

○ 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）（抄）（附則第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（経過措置に伴う費用の負担）</p> <p>第九十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構等（独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、国立研究開発法人森林総合研究所、原子燃料公社、地方公共団体金融機構、独立行政法人労働者健康安全機構、株式会社日本政策金融公庫、首都高速道路株式会社、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は阪神高速道路株式会社をいう。以下この項において同じ。）は、政令で定めるところにより、第七条（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により機構等（独立行政法人水資源機構にあつては愛知用水公団、国立研究開発法人森林総合研究所にあつては農地開発機械公団又は森林開発公団、独立行政法人都市再生機構にあつては日本住宅公団、株式会社日本政策金融公庫にあつては中小企業信用保険公庫、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構にあつては雇用促進事業団、独立行政法人労働者健康安全機構にあつては労働福祉事業団、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社にあつては日本道路公団、首都高速道路株式会社にあつては首都高速道路公団、阪神高速道路株式会社にあつては阪神高速道路公団、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構にあつては日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団、地方公共団体金融機構にあつては公営企業金融公庫）に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で</p>	<p>（経過措置に伴う費用の負担）</p> <p>第九十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構等（独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、国立研究開発法人森林総合研究所、原子燃料公社、地方公共団体金融機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、株式会社日本政策金融公庫、首都高速道路株式会社、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は阪神高速道路株式会社をいう。以下この項において同じ。）は、政令で定めるところにより、第七条（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により機構等（独立行政法人水資源機構にあつては愛知用水公団、国立研究開発法人森林総合研究所にあつては農地開発機械公団又は森林開発公団、独立行政法人都市再生機構にあつては日本住宅公団、株式会社日本政策金融公庫にあつては中小企業信用保険公庫、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構にあつては雇用促進事業団、独立行政法人労働者健康福祉機構にあつては労働福祉事業団、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社にあつては日本道路公団、首都高速道路株式会社にあつては首都高速道路公団、阪神高速道路株式会社にあつては阪神高速道路公団、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構にあつては日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団、地方公共団体金融機構にあつては公営企業金融公庫）に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で</p>

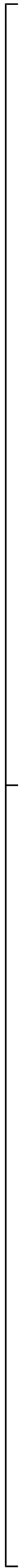
当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合）にあつては、市町村連合会に払い込むものとする。

当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合）にあつては、市町村連合会に払い込むものとする。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）	提供を受ける国の機関又は法人	別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）	提供を受ける国の機関又は法人
（略）	（略）	（略）	（略）
六十三の二 独立行政法人勤労者退職金共済機構	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）による同法第十条第一項、第三十条第二項若しくは第四十三条第一項の退職金、同法第十六条第一項若しくは第三十条第三項の解約手当金又は同法第三十一条第二項の差額の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（新設）	（略）
六十四 厚生労働省又は独立行政法人労働者健康安全機構	賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）による同法第七条の未払賃金の立替払に関する事務であつて総務省令で定めるもの	六十四 厚生労働省又は独立行政法人労働者健康福祉機構	賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）による同法第七条の未払賃金の立替払に関する事務であつて総務省令で定めるもの
（略）	（略）	（略）	（略）



○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）（附則第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>別表第一（第二条関係） 一〇五（略） 六 削除 七〇三十三（略）</p>	<p>別表第一（第二条関係） 一〇五（略） 六 独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第一百七十一号） 七〇三十三（略）</p>

改正案	現行
<p>〔<u>機構</u>〕による労働災害の原因の調査等の実施）</p> <p>第九十六条の二 厚生労働大臣は、第九十三条第二項又は第三項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「<u>機構</u>」）に、当該調査を行わせることができる。</p> <p>2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、<u>機構</u>に、第九十四条第一項の規定による立入検査（前項に規定する調査に係るものに限る。）を行わせることができる。</p> <p>3 厚生労働大臣は、前項の規定により<u>機構</u>に立入検査を行わせる場合には、<u>機構</u>に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。</p> <p>4 <u>機構</u>は、前項の指示に従つて立入検査を行ったときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>5 第九十一条第三項及び第四項の規定は、第二項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第三項中「労働基準監督官」とあるのは、「独立行政法人労働者健康安全機構の職員」と読み替へるものとする。</p> <p>（<u>機構</u>に対する命令）</p> <p>第九十六条の三 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する調査に係る業務及び同条第二項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、<u>機構</u>に対し、これらの業務に関し必要な命</p>	<p>〔<u>研究所</u>〕による労働災害の原因の調査等の実施）</p> <p>第九十六条の二 厚生労働大臣は、第九十三条第二項又は第三項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「<u>研究所</u>」）に、当該調査を行わせることができる。</p> <p>2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、<u>研究所</u>に、第九十四条第一項の規定による立入検査（前項に規定する調査に係るものに限る。）を行わせることができる。</p> <p>3 厚生労働大臣は、前項の規定により<u>研究所</u>に立入検査を行わせる場合には、<u>研究所</u>に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。</p> <p>4 <u>研究所</u>は、前項の指示に従つて立入検査を行ったときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>5 第九十一条第三項及び第四項の規定は、第二項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第三項中「労働基準監督官」とあるのは、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所の職員」と読み替へるものとする。</p> <p>（<u>研究所</u>に対する命令）</p> <p>第九十六条の三 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する調査に係る業務及び同条第二項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、<u>研究所</u>に対し、これらの業務に関し必要な</p>

令をすることができる。

第二百二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 機構が第九十六条の三の規定による命令に違反した場合におけるその違反行為をした機構の役員

命令をすることができる。

第二百二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 研究所が第九十六条の三の規定による命令に違反した場合におけるその違反行為をした研究所の役員

○ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）（附則第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の制度の資産の移換）</p> <p>第五十四条 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、当該企業型年金の実施事業所において実施される確定給付企業年金、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の規定による退職金共済又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の制度の資産の移換）</p> <p>第五十四条 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、当該企業型年金の実施事業所において実施される確定給付企業年金又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることができる。</p> <p>2 （略）</p>

○ 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（抄）（附則第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （業務の特例等）</p> <p>第七条 機構は、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）附則第五条の二第十三項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項の規定による委託に基づき、福祉医療機構債権の回収が終了するまでの間、福祉医療機構債権の管理及び回収の業務の一部を行うこと。</p> <p>六 （略）</p> <p>2～15 （略）</p>	<p>附 則 （業務の特例等）</p> <p>第七条 機構は、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項の規定による委託に基づき、福祉医療機構債権の回収が終了するまでの間、福祉医療機構債権の管理及び回収の業務の一部を行うこと。</p> <p>六 （略）</p> <p>2～15 （略）</p>

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十五号）（抄）（附則第三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の産業安全研究所等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、産業安全研究所及び産業医学総合研究所を退職した者にあつては、独立行政法人労働者健康安全機構の、国立健康・栄養研究所を退職した者にあつては、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>	<p>附則 （国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の産業安全研究所等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、産業安全研究所及び産業医学総合研究所を退職した者にあつては、労働安全衛生総合研究所の、国立健康・栄養研究所を退職した者にあつては、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（歳入及び歳出） 第九十九条 労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ 一 イ 二（略）</p> <p>ホ 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十六条第二項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第百六十九号）第十四条第三項及び独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号）第十三条第二項の規定による納付金</p> <p>へ（略）</p> <p>二 歳出</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人労働者健康安全機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金</p> <p>ハ 一 ハ 二（略）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（歳入及び歳出） 第九十九条 労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ 一 イ 二（略）</p> <p>ホ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第百八十一号）第十三条第三項、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十六条第二項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第百六十九号）第十四条第三項及び独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十三条第二項の規定による納付金</p> <p>へ（略）</p> <p>二 歳出</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金</p> <p>ハ 一 ハ 二（略）</p> <p>二・三（略）</p>

○ 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）（抄）（附則第三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第百二十九条 前条第四項の規定により年金特別会計の業務勘定に帰属した権利義務に係る附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に生ずる収入のうち、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第六項及び第七項の規定による納付金その他の収入であつて政令で定めるものに相当する金額は、政令で定めるところにより、労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特別会計の健康勘定に繰り入れるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>第百二十九条 前条第四項の規定により年金特別会計の業務勘定に帰属した権利義務に係る附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に生ずる収入のうち、附則第百二十条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第六項の規定による納付金その他の収入であつて政令で定めるものに相当する金額は、政令で定めるところにより、労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特別会計の健康勘定に繰り入れるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

○ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）（附則第三十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>別表第一（第二条関係） 一～十四（略） 十五 独立行政法人労働者健康安全機構 十六～三十八（略）</p>
<p>現行</p>	<p>別表第一（第二条関係） 一～十四（略） 十五 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 十六～三十八（略）</p>

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第三十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第九条関係）			
三十三 国民年金 基金連合会	三十三の二 独立 行政法人勤労者 退職金共済機構	三十三 国民年金 基金連合会	三十三 国民年金 基金連合会
国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）による退職金、解約手当金又は差額の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十四 市町村長	三十四 市町村長	三十四 市町村長	三十四 市町村長
知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
別表第一（第九条関係）			
（新設）			
三十三 国民年金 基金連合会			
国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの		国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
三十四 市町村長			
知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの		知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	

○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）（抄）
 （附則第三十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行								
附則										
<p>（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）</p> <p>第五条 存続厚生年金基金については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。</p> <p>一・二 (略)</p>										
<p>2 (略)</p> <p>3 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>										
4 (略)	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>確定拠出年金法第五 十四条第一項</td> <td>(略)</td> <td>確定給付企業年金</td> </tr> </table>	(略)	確定拠出年金法第五 十四条第一項	(略)	確定給付企業年金	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>確定給付企業年金</td> <td>(略)</td> <td>確定給付企業年金、 存続厚生年金基金</td> </tr> </table>	(略)	確定給付企業年金	(略)	確定給付企業年金、 存続厚生年金基金
(略)	確定拠出年金法第五 十四条第一項	(略)	確定給付企業年金							
(略)	確定給付企業年金	(略)	確定給付企業年金、 存続厚生年金基金							
附則										
<p>（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）</p> <p>第五条 存続厚生年金基金については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。</p> <p>一・二 (略)</p>										
<p>2 (略)</p> <p>3 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>										
4 (略)	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>改正後確定拠出年金 法第五十四条第一項</td> <td>(略)</td> <td>又は退職手当制度</td> </tr> </table>	(略)	改正後確定拠出年金 法第五十四条第一項	(略)	又は退職手当制度	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>存続厚生年金基金</td> <td>(略)</td> <td>又は退職手当制度</td> </tr> </table>	(略)	存続厚生年金基金	(略)	又は退職手当制度
(略)	改正後確定拠出年金 法第五十四条第一項	(略)	又は退職手当制度							
(略)	存続厚生年金基金	(略)	又は退職手当制度							